

議会改革推進会議からの検討依頼事項（議会運営委員会関係）

項目	内容（理由）	参考（現行、経緯等）
1 議長、副議長 選出方法の見直し	議長選挙における所信表明の ルール改正（推薦人がなくても 表明できるように。） 【市谷議員】	- 平成 19 年 5 月臨時会以降、議長選挙にかかる所信表明には推薦人 3 名が必要としている。（その都度、世話人会または議会運営委員会で決定） - 推薦人の人数要件の見直しについて、直近では令和 5 年 5 月 1 日の世話人会において、議会改革推進会議からの申し送りを受けて協議され、従前のとおり推薦人は 3 名必要とされた。
2 議会運営委員 会の構成会派の 見直し	無所属も正式な構成メンバー にする。 【市谷議員】	- 委員は、地方自治法における議案提出権の規定に準じ、所属議員数が議員定数の 12 分の 1 以上の会派に割当て。（議会運営等に関する取扱要綱） - 令和 6 年 6 月に同趣旨の請願があり、現状の取扱いには合理性があり、妥当であるとする委員長報告が本会議において可決された。
3 一人会派	一人でも会派が名乗れるよう にする。 【市谷議員】	平成 25 年 3 月の議会運営委員会において、会派の人数要件を 2 人以上とすること及び会派に属さない議員の呼称は「無所属」とすることが決定され、県議会会議規則に規定された。
4 一般質問の 質問時間の拡大	答弁が長く、25 分の質問時間 が確保できない。25 分の質問 時間を保障するか、質問時間 枠全体を拡大する。 【市谷議員】	- 総時間は答弁を含め 75 分以内、うち質問時間は 25 分以内、質問回数は 8 回以内。（議会運営等に関する取扱要綱） - 平成 18 年 6 月定例会から、一般質問の人数制限が撤廃されるとともに、質問時間の制限が 30 分から 25 分に変更された。 - 平成 29 年 11 月定例会から、答弁を含む総時間が著しく長くないよう総時間 75 分以内が導入された。
5 一般質問の 一問一答方式	一般質問を一問一答、総時間 60 分とする。 【山川議員、前住議員】	直近では令和 2 年～3 年に議会改革推進会議で検討され、一問一答に対応するため、令和 4 年 2 月定例会から質問回数の制限が緩和（5 回→8 回）された。